

教育委員会会議会議録等調査結果および評価

2017年3月31日 かながわ市民オンブズマン

調査に至る経過と調査目的

かながわ市民オンブズマンでは、2002年から2006年にかけて、神奈川県内全教育委員会を対象に、教育委員会議（定例会・臨時会）の傍聴制度の運用について、市民の立場から3回にわたって調査し、改善を求めてきた。

さらに2009年に横浜市教育委員会が、従来挙手で行ってきた教科書採択の採決を無記名投票に変更したことをきっかけに、2011年から教育委員会会議の採決方法調査を行っている。2012年、2016年には対象を全都道府県・政令市に拡大して採決方法調査を行った。これらの調査では、調査報告書と同時に改善の要望書も送付してきた。

これらの調査の結果、県内の傍聴制度の充実や傍聴者の個人情報保護についてはかなり改善が進んでいることが判明した。いっぽう傍聴以外の情報手段である会議録については、教育委員会によって記載対象や公開方法に違いがあり、課題が残った。また、市民が迅速かつ容易に情報が得られる会議録等のネット掲載や会議録音の情報公開については、教育委員会による差がみられる。

そこで、「開かれた教育」ための取り組みとして、今回は、会議録とインターネット掲載について調査をおこなった。

調査期間 2016年11～12月

調査対象 神奈川県内34教育委員会（県・19市・14町村）

回答率 100%

表記 合計数（内訳：県・市・町村）

比較 2005年調査で同じ質問をした時との比較は、今回の集計数の末尾に

「（増減数）←前回数」で表記した。調査対象の教育委員会数が、2005年当時の38教委から今回は34教委に減ったため、比較の前回数は現在の34教委が2005年調査で回答した範囲で集計した。

*****質問と回答*****

※回答は該当する記号・数字に○を、（ ）内は自由記述をしてください。

※該当する事例がない教育委員会の場合は、予定されている運用方法でお答えください。

質問1、会議録は、要点記載ではなく発言者ごとの逐語記録ですか？

a 要点記載-----6（県0・市0・町6）（-9）←15

b 発言者ごとの逐語記録-----27（県0・市19・町8）（+8）←19

c その他-----1（県1・市0・町0）（+1）←1

※c その他の内容：事務局説明は記載せず

質問2、記載のもととなる記録は、録音または全文速記ですか？

a 録音-----28（県1・市16・町11）

a 録音+c 要点筆記-----2（県0・市1・町1）

b 速記-----1（県0・市1・町村0）

d その他-----1（県0・市1・町村0）

※a 録音+b 速記

録音または速記

32（+3）←29

c 職員による要点筆記-----2 (県 0・市 0・町村 2) } 2 (-3) ←5

評価 質問 1・2

質問 1 の会議録記載形式では、要点記載から逐語記録に変えた教育委員会が、19 から 27 に増え、改善が見られた。県教育委員会はその他の回答だが、これは発言部分は逐語記録だが、事務局による説明部分は記載しないためである。

質問 2 の会議録のもとになる記録方法は、録音または全文速記が計 32 で、このうち相模原市は、全文速記を元としている。職員による要点筆記は 2 町村であったが、この 2 町村は前回調査で「録音または速記」と回答している。録音が簡便になった現在、会議録は要点記録ではなく、より客観的な逐語記録を残すよう求めたい。

質問 3、会議録作成のための録音は、情報提供・情報公開していますか？（事例がない場合は、制度上提供・公開が可能かどうかでお答えください）

- a 情報公開制度によらなくても求めがあれば提供している----0 (県 0・市 0・町村 0)
- b 情報公開制度に基づき公開請求の手続きをすれば公開している（回答は「d 他」だが情報公開が可能の 3 も含む）-----14 (県 0・市 9・町村 5) 41%
- c 情報提供・情報公開ともしない-----17 (県 1・市 9・町村 7) 50%
- d その他 -----3 (県 0・市 1・町村 2) 9%

※その他の理由：速記のため録音は無い（相模原市）

公文書ではない（寒川町）・会議録作成後削除（真鶴町）など

質問 4、質問 3 で a または b とお答えくださった場合に以下をお答えください。

録音の公開（複製交付）について、方法や期間に条件はありますか？

(1) 録音の複製交付費用はどの程度かかりますか？

- a 無料-----2 (県 0・市 1・町村 2)
- b 有料-----10 (県 0・市 6・町村 4) ※内訳 70～100 円 3 (県 0・市 2・町村 1)
実費 7 (県 0・市 4・町村 3)
- 未定-----2 (県 0・市 1・町村 1)

(2) 公開請求等する場合に請求期間に制限がありますか？

- a 会議録と録音の保存期間が同じであり、保存期間内は請求できる
-----2 (県 0・市 0・町村 2)
- b 録音の保存期間内は請求できるが、録音の保存期間は会議録の保存期間より短い
-----10 (県 0・市 8・町村 2)
※録音の保存期間は、(a) 会議録確定まで----10 (市 8・町村 2)
(b) その他-----0

質問 5、質問 3 で「c 情報提供・情報公開ともしない」とお答えくださった場合に以下をお答えください。

情報公開請求があっても公開できない理由（非公開を規定した規則等も含む）をご記入ください。

- a 規則・手引き等により公開できない-----9 (県 1・市 7・町村 1)

※規則・手引き名 情報公開条例＋同施行規則

b その他の理由-----8 (県 0・市 2・町村 6)

※非公開情報が含まれている、会議録公開で足りる、会議録作成の補助である、規則で定めていない

評価 質問 3・4. 5

会議録作成のための教育委員会議の録音については、今回初めて調査した。

質問 3 の録音公開が実施可能（請求例はないが可能性ありも含む）は、14 教育委員会（4 1%）の教育委員会（回答 b 公開請求に基づき possible の横浜市・川崎市・横須賀市・藤沢市・三浦市・秦野市・厚木市・葉山町・大磯町・二宮町・大井町 + d その他の鎌倉市・逗子市・中井町）で、まだ半分の教育委員会が非公開だが、録音はしているので（質問 2 参照）、是非公開できるよう努力してほしい。

質問 4 の録音の保存期間は、「会議録確定まで」が多い。この場合は、会議録ができると録音は廃棄され、情報公開請求しても「不存在のため非公開」になってしまうので市民にとっては注意が必要である。

また質問 5 の公開出来ないとした教委育委員会は 17 あったが、その理由として、条例や規則で規定されているという回答が県教育委員会を含め 9 あった。他は、文書公開で足りる、非公開情報が含まれているなど納得のいかない内容も並んだ。非公式な記録として録音の公開を求める声は、教育委員会議以外の分野でも増えてきている。公開が可能になるよう工夫を求めたい。

質問 6, 教育委員会会議で行う議案・案件についての教育委員会事務局担当者による提案趣旨・概要説明の部分の発言内容は会議録に掲載していますか？

a 事務局の説明の発言内容を掲載している-----27 (県 0・市 19・町村 8) (+5) ←22

b 事務局が説明を行ったことは掲載しているが、その発言内容は掲載していない

-----7 (県 1・市 0・町村 6) (-3) ←10

※ b の理由内訳 職員の負担軽減---1、会議資料が添付されている---4、無記入---2

c その他-----0

評価 質問 6

教育委員会議の席上、事務局が行う案件や資料の口頭説明は、教育委員だけでなく市民にとっても、わかりにくい行政文書が解説される部分であり、正確な理解をするための大事な機会ともなる。この事務局説明の部分の記載が増えたことは評価したい。

記載していない場合の理由も必然的な内容ではないと思われるので（神奈川県・二宮町・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町）、ぜひ記載するよう努力して欲しい。

質問 7, 会議録は、何年保存の文書ですか？

a 永年保存-----18 (県 0・市 9・町村 9)

b 30 年保存----11 (県 1・市 9・町村 1)

25 年保存-----1 (県 0・市 1・町村 0)

10 年保存-----1 (県 0・市 0・町村 1)

5 年保存-----3 (県 0・市 0・町村 3)

c その他-----0

質問 8, 会議資料（案件ごとの説明・関連資料）の部分は、何年保存の文書ですか？

- a 永年保存-----12 (県 0・市 6・町村 6)
- b 30年保存-----9 (県 1・市 8・町村 0)
- 25年保存-----1 (県 0・市 1・町村 0)
- 10年保存-----2 (県 0・市 1・町村 1)
- 5年保存-----5 (県 0・市 1・町村 4)
- 1年保存-----1 (県 0・市 1・町村 0)
- c その他-----3 (県 0・市 0・町村 3)
- 無記入-----1 (県 0・市 1・町村 0)

評価 質問 7・8

質問 7 の会議録の保存期間は、文書管理規則等で定めているので、過去の調査結果と変化はなかった。

質問 8 の会議資料の保存期限は、今回初めて調査したが、ホームページ上で公開しているとはいえ、1年（藤沢市）は短いのではないか？

質問 9, 発言者が教育委員、職員の場合は役職名と氏名の両方を記載していますか？

（職員には、新・旧制度を問わず、教育長を含みます）

- | | | |
|---|---|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> a 教育委員・職員とも役職・氏名（姓のみも含む）を記載----19
(県 0・市 12・町村 7) d その他：教育委員は役職・姓名、職員は役職・姓-----2
(県 1・市 1・町村 0) | } | 両方記載
21 ←25 |
| <ul style="list-style-type: none"> b 教育委員のみ氏名（姓のみも含む）を記載-----7 (県 0・市 4・町村 3) c 教育委員は役職名のみ、発言職員のみ役職・氏名を記載---0 d その他：教育委員は役職・姓名、職員は役職-----1 (県 0・市 0・町村 1) d その他：教育委員は姓のみ、職員は役職のみ-----3 (県 0・市 1・町村 2) d その他：教育委員、職員とも役職のみ-----2 (県 0・市 0・町村 2) | } | 両方では
ない
13 ←13 |

質問 10, 非公開での審議・採決の案件も含めて、会議録はすべての発言・審議内容について記録していますか？

- a 全て記録する-----21 (県 0・市 14・町村 7)
- b 非公開の案件部分は記録していない-----7 (県 0・市 2・町村 5)
- c 時限非公開が予測される案件の場合は記録するが、それ以外の非公開案件は記録してない-----1 (県 0・市 0・町村 1)
- d その他-----5 (県 1・市 3・町村 1)

※ d 内訳：事務局の議案説明部分は記載を省略（神奈川県）

審議経過は記録していないが、審議案件名・結果は記録（横浜市）

全て記録しているが、公開はしていない（横須賀市）

非公開の案件部分は別に記録（海老名市）

雑談等の部分の記載は無し（中井町）

質問 1 1, 口頭意見陳述の部分は記載していますか？（事例がない場合は、制度上記載するかどうかでお答えください）

- a 陳述内容を記載している-----24（県 1・市 17・町村 6）
- b 陳述内容は記載していない-----5（県 0・市 0・町村 5）
- c その他-----5（県 0・市 2・町村 3）

※ c その他の内容：陳述後の審議のみ記載だが今後判断、必要性が生じた時点で判断、陳情・請願は文書によるため、適宜の対応、事例がない

評価 質問 9・10・11

質問 9 について、前回調査で教育委員・事務局職員とも発言者の役職名と氏名を併記していたのは 23 教育委員会あったが、今回は 21（回答 a 19+ d 2）に減ってしまった。

質問 10 の非公開案件の審議部分を記録している教育委員会は、前は 24 で今回も 24（a 全て記録している 21+ d その他の回答のうち横須賀市・海老名市・中井町を含む）であった。寒川町・箱根町・葉山町は前回調査で全て記録しているとの回答であったが、今回調査では非公開案件は記録していないに転じてしまった。非公開案件は別に記載するなどの工夫で、記録は可能と思われる。

非公開案件について記載自体を行わないとしている計 10 教育委員会（回答 b の相模原・伊勢原市・寒川町・大磯町・大井町・箱根町・湯河原町+回答 c の葉山町+回答 d の神奈川県・横浜市）は、行政文書作成についての基本的理解が不十分であるといわざるをえない。会議の公開・非公開にかかわらず、また公文書の情報公開・非公開にかかわらず、意思決定過程等を合理的に跡付け、または検証できるよう文書作成を行うことが求められる。また、不記載は、安易に非公開案件指定を拡大しているとの疑いを市民から抱かれかねない。非公開とした判断自体の検証のためにも、記録は不可欠である。

質問 1 2, 会議録が完成・確定して市民が閲覧可能となるまでにどの程度の期間が必要ですか？

*** 2015～2016 年度での実績でお答えください。**

- およそ（3～6 ヶ月）程度で閲覧可能-----3（県 0・市 1・町村 2）
- 2 ヶ月で閲覧可能-----8（県 0・市 5・町村 3）
- 1 月～2 ヶ月で閲覧可能-----6（県 0・市 4 町村 2）
- 1 ヶ月で閲覧可能-----9（県 0・市 7・町村 2）
- 1～2 週間日で閲覧可能-----3（県 0・市 1・町村 2）
- 2～3 日で閲覧可能-----2（県 0・市 0・町村 2）
- 1 日で閲覧可能-----2（県 1・市 0・町村 1）
- その他-----1（県 0・市 0・町村 1）

質問 1 3, 市民は会議録をどのような方法で読めますか（複数回答可）？

- a インターネット公開している-----30（県 1・市 19・町村 10）
- b 行政文書室等でも閲覧できる-----14（県 1・市 12・町村 1）
- c 情報公開制度に基づく請求が必要-----4（県 0・市 0・町村 4）
- d その他-----0

評価 質問 12・13

質問12の「1日で閲覧可能」と回答した県教育委員会の場合、これは審議結果の速報のことであり、会議録公開はそれより遅れる。会議録確定に時間がかかる場合は、速報だけでも掲載するようにしてほしい。

質問13の会議録のネット公開は、役所に出向いたり情報公開請求せずとも読めるため、市民にとって意味が大きい。今回初めて調査したが、30教育委員会が自治体や教育委員会のホームページなどで実施しており、この結果は高く評価したい。

質問14、市民は会議資料（案件ごとの説明・関連資料）の部分を、どのような方法で、いつから読めますか？

a 方法・時期とも会議録（発言記録）と同じ扱いである-----8（県0・市2・町村6）

b 方法または時期が会議録と異なる扱いである-----25（県1・市17・町村7）

（異なる扱いにつき、下記にご記入ください）

（a）閲覧場所・方法

会議録と同じ-----2（県01・市2・町村0）

情報コーナー・庁舎内-----7（県1・市3・町村3）

その他として教育総務課・文書法制課など-----5

傍聴時に配付-----1

情報公開請求が必要-----2

（b）時期

会議開催日の当日から-----6（県1・市5・町村0）

開催日の1日後-----4（県0・市4・町村0）

開催日の2日後-----1（県0・市1・町村0）

開催日の3日後-----3（県0・市3・町村0）

開催日の5～7日後-----4（県0・市2・町村2）

開催日の15日後-----1（県0・市0・町村1）

開催日の30～31日後-----2（県0・市0・町村2）

会議録完成7日後-----1（県0・市1・町村0）

情報公開条例による-----1（県0・市1・町村0）

無記入-----2

評価 質問14

会議資料は、傍聴者にも配付している教育委員会が増えている。会議資料の公開は、会議当日でも可能なはずである。また、情報公開請求しなければ閲覧できないというの根拠がない。すみやかに閲覧できるよう努力を求めたい。

質問 15, 教育委員会会議（定例会・臨時会）開催日の予告をインターネットで公開していますか？

- a ネット公開（掲載）している-----27（県 1・市 19・町村 7）（+12）←15
- | | | |
|-------|---------|---------------------------------|
| 何日前から | 1 年間分公開 | 4（茅ヶ崎市・海老名市・大磯町・二宮町） |
| | 約 1 ヶ月前 | 7（藤沢市・三浦市・座間市・平塚市・伊勢原市・寒川町・愛川町） |
| | 前回開催後 | 4（横浜市・相模原市・逗子市・南足柄市） |
| | 3 週間前 | 1（鎌倉市） |
| | 2 週間前 | 4（県・横須賀市・小田原市・厚木市） |
| | 1 週間前 | 5（川崎市・綾瀬市・秦野市・葉山町・開成町） |
| | 3 日前 | 1（綾瀬市） 決定次第 1（中井町） |
- b ネット公開（掲載）していない-----7（大井町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町・清川村）（-12）←19

質問 16, 教育委員会会議（定例会・臨時会）の議案・案件の一覧をインターネットで公開していますか？

- a ネット公開（掲載）している-----22（県 1・市 19・町村 2）
- | | |
|-------|---|
| 何日前から | 2 週間前-----3（小田原市・厚木市・愛川町） |
| | 1 週間前-----9（川崎市・相模原市・茅ヶ崎市・三浦市・座間市・綾瀬市・秦野市・南足柄市・開成町） |
| | 5 日前-----2（県・鎌倉市） |
| | 3 日前以下-----7（横浜市・横須賀市・藤沢市・大和市・海老名市・平塚市・寒川町） |
| | 会議録と同時----1（逗子市） |
- b ネット公開（掲載）していない-----12（伊勢原市・葉山町・大磯町・二宮町・中井町・大井町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町・清川村）

評価 質問 15・16

質問 15 のネットでの教育委員会会議開催予告は、前回 11 年前の 15 教育委員会から 27 教育委員会に増加した。10 年を経てネットでの広報が定着してきたためと思われる。ネット予告していないのは 7 町村教育委員会だが、傍聴者がいないことや人手等が不足しているためであろうか？

質問 16 の案件一覧の広報は、開催直前がまだかなりある。議案の告知期限が開催日の数日前という規定があるため、案件は期限ギリギリにしか確定できないという事情もあるのかもしれない。市民が案件を確認して傍聴に行くという状態はまだ無理なのであろうか。

以上
ご協力ありがとうございました。

2017年3月31日

開かれた教育委員会議を求める要望書

要望趣旨

2015年度からの新教育委員会制度実施にあたって、文科省は教育委員会議などの会議公開や会議録等の情報公開を推進するよう求めています。

また、最近では自衛隊の海外派遣に関連する資料をめぐって、あるいは地方自治体のオリンピック準備活動や市場移転に係わる意思決定過程について、資料や会議録・録音の有無やその情報公開度が大きな問題となりました。教育委員会についても、原発いじめの問題や大阪府での私立小学校設立の許認可について、記録の有無やその公開度が注目されています。

これは、市民やマスコミが、行政運営についての説明責任や透明度を強く求めるようになり、それに伴って市民の行政への信頼度が、記録作成やその公開度にリンクしていることの現れといえましょう。

当オンブズマンでは、神奈川県内の教育委員会における教育委員会議の会議公開や傍聴制度の運用について、2005年から数度にわたりアンケート調査を行ってきました。このたび会議録の記載方法やその情報公開に絞って調査を行った結果を踏まえ、以下のような課題が見つかりました。

貴教育委員会におかれては、すでに実現している項目もあるかと存じますが、ご一読のうえ、いっそうの工夫と公開を進めてくださいますよう要望いたします。

要望項目

- 1 教育委員会制度の運用については、市民への情報公開・会議公開を徹底し、教育行政の透明性を確保できるようにするため、会議録及び会議の広報について以下を実現すること。
 - ① 会議公開を徹底すること
 - ② ホームページ等により早期に開催予告を行うこと
 - ③ ホームページ等により速やかに議案を公表すること
 - ④ 多くの市民が参加可能な傍聴環境を整えること
 - ⑤ 傍聴者に対し議案書および関連資料を配布し、即日閲覧可能にすること
 - ⑥ 採決は、各参加者の判断が明確になるよう行い、無記名投票は行わないこと
 - ⑦ 職員による議案説明等も含め逐語記録による詳細な会議録を速やかに作成し、ホームページ等により公表すること
 - ⑧ 非公開案件についても会議録と同様に記載し、記録として同期間保存すること
 - ⑨ 会議の録音を公開すること。

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子

綾部祥一郎 石崎明人

住所 横浜市中区弁天通2-2-1アトム関内ビル3階

大川法律事務所内

連絡先 FAX 045-664-7822